

いじめ防止相談窓口について

本校では、「いじめ防止対策推進法」の施行に基づき、「校内いじめ防止委員会」を設置し、いじめの防止と早期発見、早期解決に努めています。気づきや困っていることがあったら、教頭（小野）・総括事務長（伊場）・生徒指導主事（坂本）・教務主任・ほっとルーム（藤岡）・養護教諭（坂元）・スクールカウンセラー（河原）または各学級担任まで相談してください。

（神辺中学校 TEL 962-0400）

なお、学校以外では福山市教育委員会・福山北警察署・福山市子ども家庭センターとも連携をしていきます。

いじめとは・・・

- ▶冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶金品をたかられる
- ▶金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日公布

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。